

輝き市民サポートセンターイベント

市民活動のひろば
～輝き hands to hands 2014～

登録団体の活動を、展示や発表など、さまざまな形で紹介します。気軽にのぞいて、地域で活動を始めるきっかけにしてみませんか？ どなたでも入場できます。

【日時】8月29日(金)午後1時～6時・30日(土)午前10時～午後6時・31日(日)午前10時～午後3時

【場所】輝き市民サポートセンター及びプチギャラリー2階・3階

「ポスターコンテスト」投票及び結果発表

21団体22作品の力作が集まりました。各団体が趣向を凝らした作品をぜひご覧ください。(投票は8月29日(金)まで。発表は31日(日)午後3時からの交流カフェで行います。)

交流カフェ

みんなでお茶を飲みながら楽しく気軽に交流しましょう。

【日時】8月31日(日)午後3時～4時

【問合せ】輝き市民サポートセンター

☎ 551・0166

発表スケジュール【場所】プチギャラリー3階

Table with 3 columns: Date, Time, Content. Lists various performances and exhibitions from August 29 to 31.

展示・発表団体一覧

Table with 3 columns: Group Name, Content, Comment. Lists participating organizations and their activities.

「あなたとわたし」(年3回発行・市内全戸に配布)の企画・取材・記事作成を一緒にしてみませんか? 【応募資格】市内在住・在勤の方※年齢、性別、経験不問。無報酬です。【申込み】随時受け付けます。応募用紙(市役所第二

職業指導官による職業相談・職業紹介や、福生市周辺の求人も検索できます。【日時】8月20日(水)午後1時30分～4時30分 【場所】商工会館2階203会議室※予約不要 【問合せ】シテイセールズ推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699

フレッシュランド西多摩からのお知らせ ■教室案内 ①フラダンス教室：毎週水曜日午後1時～2時 ②ヨーガ教室：毎週木曜日午後1時30分～2時30分 【参加費】(1回)①、②とも、福生市、青梅市、羽村市、瑞穂町在住の方800円、その他に在住の方1,000円※参加費は、教室と入浴3時間のセット料金です。回数券、サービス券などは利用できません。 【問合せ】フレッシュランド西多摩 ☎ 570・2626

棟2階協働推進課窓口及び情報スペースにあります)に必要事項を記入し、協働推進課へ。応募用紙は市ホームページからもダウンロードできます。 【問合せ】協働推進課 ☎ 551・1590

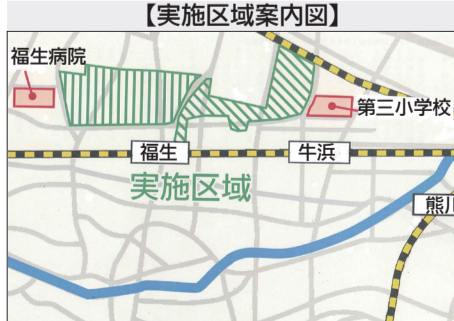
【募集住宅】 ①家族向(ポイント方式) ※単身の方は、ポイント方式には申し込みません。 ②単身者向・単身者用車いす使用者向・シルバークリア(高齢者集合住宅) ③事業再建者向定期使用住宅 【申込書・募集案内の配布】 ①・②は8月4日(月)～12日(火)の間、市役所1階ロビーで配布(土・日曜日・開庁時間外は除く) ③は8月4日(月)～12日(火)の間、市役所第一棟3階まちづくり計画課窓口で配布(土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分) ※申込書・募集案内は、配布期間中のみ東京都住宅供給公社のホームページ(http://www.to-kousya.or.jp/)からダウンロードすることができます。

【申込資格】募集区分に応じて異なります。必ず、募集案内または東京都住宅供給公社のホームページでご確認ください。 【問合せ】JKK東京(東京都住宅供給公社)募集センター※土・日曜日は除く ▼申込期間 ☎ 0570・

次の地区で地籍調査を実施します。この調査は道路と民地との境界杭等の状況を調査・測量し、官民境界線を確定する事業です。実施に当たり、土地所有者等の立ち会いや民地に立ち入ることもあります。 【実施期間】8月上旬～平成27年3月下旬 【問合せ】施設課管理グループ ☎ 551・1969

調査・測量のお知らせ 010810、申込期間以外 ☎ 03・349888 94、まちづくり計画課住宅グループ ☎ 551・1961

空き家住宅を除却する所有者に 除却費用の一部を助成します 良質なファミリー世帯向け住宅の供給の誘導及び老朽化した空き家住宅の除却の促進のため、ファミリー世帯向け住宅への建替を目的として空き家住宅を除却する所有者に、除却費用の一部を助成します。 【空き家住宅の主な要件】戸建て住宅、共同住宅のどちらも対象となります。 ①昭和56年5月31日以前に着工されたものであること ②居住の用に供さない状態でおおむね1年以上経過していること ③建物に所有権以外の権利が存しないこと ④現住者がいないこと 【除却後の要件】 ▼住宅を新築する場合…延べ床面積が、戸建て住宅90㎡以上、共同住宅70㎡以上(1戸につき) ▼宅地として分譲する場合…敷地面積が、建ぺい率40%の地区では120㎡以上、その他の地区では100㎡以上 【助成金額】除却費用(消費税抜き)の1/2相当額 ※上限額：戸建て住宅50万円/戸、共同住宅150万円/棟 【募集期間】8月18日(月)～10月10日(金) ※申請者多数の場合は抽選となります。申請前に市への事前相談が必要です。必ず、まちづくり計画課にご相談ください。事業の詳細は、市ホームページをご確認ください。 【問合せ】まちづくり計画課住宅グループ ☎ 551・1961



【実施区域】大字福生193番地～286番地、779番地～1006番地、2317番地～2344番地 ※次の地番は除きます。大字福生219番地～247番地、2340番地～2343番地

【都市計画変更(案)の縦覧について】【都市計画の種類】福生都市計画生産緑地地区【縦覧日時】8月1日(金)～15日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)【縦覧場所】市役所第一棟3階まちづくり計画課計画グループ窓口【問合せ】まちづくり計画課計画グループ ☎ 551・1952